

乙 第59号証

令和6年5月21日

陳述書

東京高等裁判所第14民事部イ(二)C係 御中

警視庁公安部外事第一課

1 はじめに

私は、平成29年10月から令和元年7月までの間、警視庁公安部外事第一課（以下「外事一課」といいます。）において、本件の国家賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）を提起した大川原化工機株式会社（以下「一審原告会社」といいます。）、大川原正明氏、相嶋靜夫氏及び島田順司氏に係る外国為替及び外国貿易法違反被疑事件（以下「本件事件」といいます。）の捜査に従事しました。

本件事件については、平成29年当時、一審原告会社製の噴霧乾燥器R L-5型が、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「本件省令」といいます。）2条の2第2項5号の2ハに規定されている「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」に該当するか否かという点について捜査を行っており、その捜査の一環として、██████大学校の██████教授（以下「██████教授」といいます。）、██████大学の██████教授（以下「██████教授」とい）、██████教授と併せて「██████教授ら」といいます。）から、本件省令2条の2第1項2号に規定されている細菌の特性や生物兵器として用いられる可能性、本件要件ハの「滅菌」や「殺菌」についての見解等を聴取することとなりました。

本件訴訟では、外事一課の██████警部補（以下「██████警部補」といいます。）が、██████教授らからそれぞれ聴取した内容をまとめた聴取結果報告書や捜査メモ及び██████教授の供述調書に虚偽の内容が記載されている旨主張されているとのことですので、私が██████警部補とともに██████教授らの聴取を行った際の状況等についてお話しします。

2 [REDACTED] 教授からの聴取について

(1) 私は、平成29年12月8日、[REDACTED] 警部補とともに、[REDACTED] 教授からの聴取を行いました。このときは、経済産業省から乾熱実験は芽胞形成菌で行うべきではないかという意見があったことを踏まえ、本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の中で、芽胞形成菌以外の細菌が危険であるかなどについて主に聴取をしたものと記憶しています。

この点について、[REDACTED] 教授は、芽胞形成菌である炭疽菌のほか、芽胞を形成しない菌であるペスト菌や野兎病菌も生物兵器として使用が懸念されているということを述べていました。

[REDACTED] 教授への質問は主に[REDACTED] 警部補が行っていましたが、[REDACTED] 警部補は自分の考えを押しつけるような質問はしておらず、[REDACTED] 教授は[REDACTED] 警部補の質問に対して詳しく説明してくれました。

聴取後、私は、平成29年12月8日付けで捜査メモ（「乙第8号証の38」と表記のある「捜査メモ複写報告書」添付の「メモ」）を作成しておりますが、その内容は[REDACTED] 教授が[REDACTED] 警部補の質問に対して回答した内容を簡記したものであり、[REDACTED] 教授が説明してもいないことを記載したという事実はありません。

一方、[REDACTED] 警部補は、当時の聴取内容をまとめた平成29年12月11日付けの聴取結果報告書（「丙A第142号証」と表記のあるもの）を作成し、私も当時その内容を確認しましたが、私の認識と異なる記載はありませんでした。

(2) その後、捜査方針として、[REDACTED] 教授から聴取した内容について供述調書を作成することとなり、平成30年3月28日、私は、[REDACTED] 警部補とともに、[REDACTED] 大学校の[REDACTED] 教授のもとに伺いました。

[REDACTED] 警部補は、これまでに[REDACTED] 教授から聴取していた内容に基づいてあらかじめ供述調書の下書きを作成し、その内容を一つ一つ[REDACTED] 教授に確認しながら、新たにその場で聴取した内容を更に加える形で[REDACTED] 教授の供述を録取していました。

その後、[REDACTED] 警部補は、パソコンの画面に表示された供述調書を読み上げ、[REDACTED] 教授に聞いてもらった上、印字した供述調書を[REDACTED] 教授に手渡して閲覧してもらい、録取した内容に誤りがないかを確認しました。

これに対し、[REDACTED] 教授が自分が述べたことと違う旨を申し出るようなことはなく、[REDACTED] 教授は、読み聞かせや閲覧が終わると、供述調書の末尾に署名押印をしました。

3 [] 教授からの聴取について

私は、平成29年12月22日、[] 警部補及び外事一課の[] 巡査部長（以下「[] 巡査部長」といいます。）とともに、[] 教授からの聴取を行いました。

[] 教授への質問は主に[] 警部補が行っており、[] 警部補は、持参した資料（A Gの原文、本件省令、昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号・62貿局第322号「輸出貿易管理令の運用について」における「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈、WHO発行の資料、噴霧乾燥器の図面等）を示した上、それぞれ説明を加えながら質問しており、これに対し、[] 教授は、ご自身の見解を述べながら説明をしてくれました。

[] 教授は一聞くと十説明してくれるような印象であり、[] 警部補が「こういうことですか。」と質問したのに対しても、間違いを指摘するようなことは基本的になかつたものと記憶しています。また、[] 教授は、ペスト菌については、これを兵器として開発している国もあり、粉体化することによって肺まで菌が到達して致死率が高くなるので、非常に危険な細菌であるということを述べていました。

[] 教授から聴取を終えた後には、[] 巡査部長が捜査メモ（「乙第8号証の48」と表記のある「捜査メモ複写報告書」添付の「メモ」。以下、「乙8号証の48」といいます。）を作成し、[] 警部補が平成29年12月25日付けの聴取結果報告書（「丙A第143号証」と表記のあるもの。以下「丙A143号証」といいます。）と平成29年12月26日付け聴取結果報告書（「丙A第130号証」と表記のあるもの。以下「丙A130号証」といいます。）を作成しました。なお、これらは、いずれも平成29年12月22日に私たちが聴取した内容が記載されているのですが、聴取結果報告書が2通あるのは、ペスト菌に関する内容（丙A143号証）と噴霧乾燥器の輸出規制の判断基準に関する内容（丙A130号証）を区別して記録する趣旨であると思います。

これらの捜査メモや聴取結果報告書（乙8号証の48、丙A143号証及び丙A130号証）が作成された当時、私も内容を確認していますが、いずれも私の認識と異なる記載はなく、[] 教授の説明を正しくとりまとめたものでした（もし、これらに[] 教授の説明内容と異なる記載が見受けられれば、すぐに[] 警部補や[] 巡査部長に指摘しているはずですが、当時、そのような指摘はしていません。）。

[] 教授は、本件訴訟において、バイオテロにおいて使用される蓋然性が最も高い菌は炭疽菌であるとしてその説明を中心としたのに、聴取結果報告書（丙A143号証）では炭疽菌のことにはほとんど触れていない旨陳述していることですが、少なくとも

私が聴取に参加した平成29年12月22日は、[]教授から炭疽菌に関する詳細な説明を受けた記憶はなく（「炭疽菌」という用語は会話の中で出てきたと思います。）、もっぱらペスト菌の説明をされていたものと記憶しています。ペスト菌については、[]教授からパワーポイントの資料もいただいており、その資料に基づく説明の結果が、[]巡査部長作成の捜査メモ（乙8号証の48）に記載されています。

4 おわりに

本件事件の捜査において、私が、[]教授と[]教授から聴取した状況等は、以上のとおりです。

私や[]巡査部長が作成した捜査メモ、[]警部補が作成した聴取結果報告書及び供述調書は、いずれも[]教授らから聴取した内容が記載されているものであり、虚偽の記載をした事実はありません。